



概要スライド

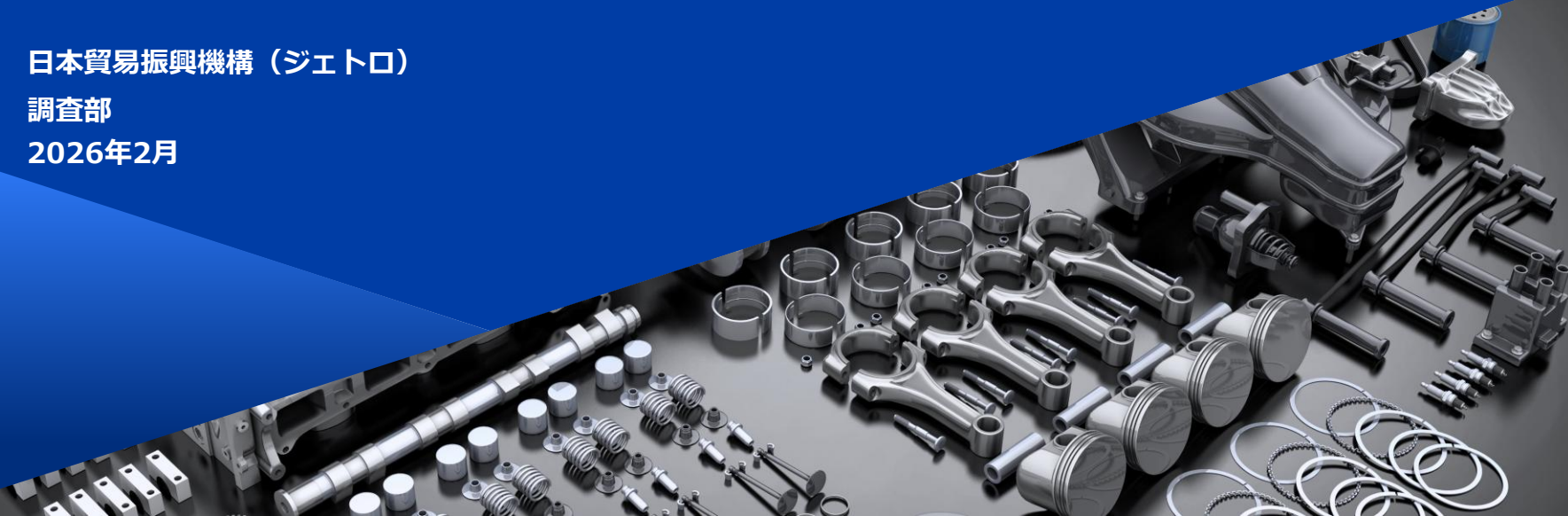
EU炭素国境調整メカニズム（CBAM） の簡素化規則の解説

「EU炭素国境調整メカニズム（CBAM）の解説（基礎編）（2024年2月）」追加資料

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部

2026年2月



目次

CBAM規則の簡素化におけるキーポイント	3
1. CBAM規則簡素化に向けた取り組み	4
2. CBAM簡素化規則がもたらす変更点	5
3. 日本企業への影響	6
4. 今後の見通し	7
5. 主な参考資料	8

CBAM規則の簡素化におけるキーポイント

1. 「ドラギ報告書」とオムニバス簡素化パッケージがCBAM規則簡素化の道を開いた。
2. 簡素化規則がCBAM規則にとって重要な変化点を示した。

キーポイント

適用基準となる閾値の変更

輸入事業者および間接的代理人の許可取得義務化

第三国における炭素価格の控除

CBAM証書の販売延期およびCBAM申告書の提出期限延長

CBAM申告書におけるデフォルト値の使用

4. 対象となる輸入事業者は減少する一方で、すでに準備を進めていたEU域外に所在するサプライヤーにとっては、意図せず複雑性が増し、追加の負担が生じる可能性がある。
5. 対象となる輸入事業者は減少した一方で、対象製品カテゴリーは当初の6品目（セメント、電力、肥料、アルミニウム、鉄鋼、水素）以外にも拡大する可能性がある。

1 | CBAM規則簡素化に向けた取り組み

- 欧州委員会はマリオ・ドラギ氏（前欧州中央銀行総裁）に対し、欧州の競争力の将来に関する自身のビジョンをまとめた報告書を作成するよう依頼した。
この「ドラギ報告書」では、産業が直面する課題を分析し、具体的な提言が示された。
- 同報告書の提言を踏まえ、欧州委員会は2025年2月にCBAM規則を改正する簡素化規則を含むオムニバス簡素化パッケージを採択した。

「ドラギ報告書」およびオムニバス簡素化パッケージ

「ドラギ報告書」の概要

簡素化に向けた道を開いた

- CBAM規則は、欧州産業が世界の競合他社と比較して公平な競争条件を確保するための重要なツールとして位置づけられている。
- カーボンリーケージ（炭素漏出、産業が規制の緩いEU域外へ移転するリスク）が認識されており、CBAMはこれを抑制する手段として位置づけられる。
- CBAMを効果的に展開するには、強固なモニタリング、検証、そして国際協力が必要である。
- 報告の簡素化は極めて重要である。

CBAM規則を改正する簡素化規則の概要

CBAM規則の簡素化における具体的な変化点を示した

- CBAM規則に対して、この政策分野の目標達成に影響を与えることなく、簡素化および費用対効果の高い改善を提供する。
 - 複雑な計算やデータ収集プロセスに依存する一部の報告要件を簡素化する。
- CBAM のモニタリングおよび監督機能を強化する。
 - 関連情報のデータ処理および各国当局との情報交換を改善する。
- 将来的な対象範囲の拡大につながる可能性を示唆する。

2 | CBAM簡素化規則がもたらす変更点

- 簡素化規則により CBAM規則が改正されたものの、CBAM規則の運用は主要な政策目標に照らして継続的に監視・評価される。
- その監視と評価を踏まえ、機能向上のための変更が提案される可能性がある。

CBAM簡素化規則がもたらす変更点

適用基準となる閾値の変更: 新たな免除規定により、CBAM規則対象品を年間50トン以下しか輸入しない事業者は CBAM規則の対象外となった。輸入事業者の約90%が本規則から免除される一方で、輸入品の体化排出量の約 99% は依然としてカバーされる見込みである。

輸入事業者および間接的代理人の許可取得義務化: EU加盟国における輸入事業者は、CBAM規則対象品を年間50トンを超えて輸入する前に CBAM申告者（許可申告者）の資格を取得しなければならない。また、間接的通関代理人が選任される場合、その代理人は認可を取得し、CBAM規則に関連する義務の履行について責任を負う必要があり、50 トンの閾値に達していない段階でも、直接の輸入事業者とその代理人の双方に説明責任を確保する仕組みとなっている。

第三国における炭素価格の控除: CBAM規則対象製品に対して認定第三国が炭素価格を課している場合、許可申告者は、申告された排出量が実測値かデフォルト値かに応じて実際の炭素価格またはデフォルト炭素価格を用いることにより、その支払済み炭素価格分を必要なCBAM証書から控除することができる。これにより二重の炭素価格賦課が防止され、公平性が促進される。さらなる詳細は欧州委員会によって定められる。サプライヤーは支払いの証拠を輸入者に提供する必要があり、輸入者は第三者による確認を受けなければならない。

CBAM証書の販売延期およびCBAM申告書の提出期限延長: 簡素化規則により、CBAM証書の販売開始は 2026年1月1日から2027年2月1日へと延期され、また、年次CBAM申告書の提出期限も対象年の翌年5月31日から9月30日へ延長された。これにより、輸入事業者に新しい要件に適應するためのより多くの時間が与えられた。

CBAM申告書におけるデフォルト値の使用: 「許可申告者が輸入品に関連する実際の排出量を適切に算定できない場合に」との条件付けを削除し、対象製品について当該国の平均排出原単位に基づくデフォルト排出量の使用が認められた。

CBAM証書の納付: 輸入事業者がCBAM登記簿に登録すべきCBAM証書の数が引き下げられた。従来は、四半期ごとに全対象製品の体化排出量の80%以上のCBAM証書の登録が求められていたところ、そのカバレッジ要件が50%以上に緩和された。

仕上げ工程で発生する体化排出量の適用除外: 一部のアルミニウムおよび鉄鋼製品については、EU ETS に含まれない、独立した設備で実施される仕上げ工程（切断、コーティング、表面処理）はCBAMの対象範囲から除外され、そこで発生する体化排出量は算出対象外となる。

3 | 日本企業への影響

- 日本企業には以下の4点の影響が考えられる。

適用基準の変更による事務負担およびコスト削減:

本簡素化規則により、輸入事業者の約90%がCBAM規則の対象外となり、多くの輸入事業者およびサプライヤーにとって、各種コンプライアンス要件への対応が不要となった。これにより、事務負担およびコストが削減見込まれる。

排出量の簡素化によるプロセスの見直し:

排出量計算の簡素化は事務負担を軽減する可能性がある一方で、既に確立された対応方法を有する事業者は、そのプロセスに全面的な見直しが必要となる場合があり、こうしたメリットが相殺される可能性もある。

保有データによる競争優位性:

排出量のデフォルト値が使用できることは実排出データを提供できないサプライヤーの義務の履行を容易にする。一方で、実際の排出量を用いて申告する場合、デフォルト値を使用する場合よりも低い排出量が報告される傾向があり、輸入事業者はコスト削減による競争上の優位性を得ることができる。

第三国における炭素価格制度の認定:

認定された炭素価格制度を持つ国のサプライヤーから輸入した事業者は、既に第三国で支払われた炭素価格分を控除できることから、恩恵を受ける可能性がある。しかし、EUがどの第三国の制度を認定するかは依然として不透明であり、将来の優位性は不確実である。

4 | 今後の見通し

- 欧州委員会は2025年12月、CBAM規則の対象を川下製品に拡大し、迂回を防ぐ改正案を発表。
- 同様に本格適用の開始に伴う追加の実施規則・委任規則も発表し、2026年1月1日の本格適用を前に施行した。

CBAM規則対象製品の範囲拡大:

- CBAM規則の適用対象となる事業者数は大幅に減少したものの、対象製品の範囲は今後拡大していくことが見込まれる。
- 現在、CBAM規則はセメント、電力、肥料、アルミニウム、鉄鋼、水素の6分野に適用されている。
- 本規則では、現在対象となっている製品に由来する、または関連する下流製品を追加するため、継続的な評価および提案の実施が義務付けられている。
- 欧州委員会の「鉄鋼・金属行動計画」では、バリューチェーン後工程でのカーボンリーケージを防止するため、鉄鋼およびアルミニウムを多く使用する下流製品をCBAM規則の対象に追加することを目指している。

追加の実施規則・委任規則:

2025年12月に、追加の実施法令などが公表され、施行した。主な内容としては以下の通り。

- 排出量の計算方法に関する実施規則
- EU ETS排出枠の無償割当に応じたCBAM証書の購入量の調整方法に関する実施規則
- 税関当局との情報共有範囲に関する実施規則
- CBAMデフォルト値に関する実施規則
- CBAM証書価格の算出・公開方法に関する実施規則
- CBAM検証の原則に関する実施規則
- CBAM認定申告者の資格条件・手続きに関する実施規則
- CBAM登録簿に関する実施規則
- 検証人の認定条件、認定検証人の審査・監督・認定取り消し、認定機関の相互承認・相互評価などに関する委任規則

5 | 主な参照資料

- 1. CBAM規則（2023年5月17日施行）**
Regulation (EU) 2023/956 of the European parliament and of the council of 10 May 2023 establishing a carbon border adjustment mechanism
<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2023/956/oj>
- 2. 移行期間の報告義務に関する実施規則（2023年9月16日施行）**
Commission Implementing Regulation (EU) 2023/1773 of 17 August 2023 laying down the rules for the application of Regulation (EU) 2023/956 of the European Parliament and of the Council as regards reporting obligations for the purposes of the carbon border adjustment mechanism during the transitional period
http://data.europa.eu/eli/reg_impl/2023/1773/oj
- 3. ジェトロ調査レポート「EU炭素国境調整メカニズム（CBAM）の解説（基礎編）（2024年2月）」**
- 4. CBAM規則の簡素化および強化に関する規則（2025年10月20日施行、2026年1月1日・2027年2月1日に段階的適用開始）**
Regulation (EU) 2025/2083 of the European Parliament and of the Council of 8 October 2025 amending Regulation (EU) 2023/956 as regards simplifying and strengthening the carbon border adjustment mechanism
[Regulation - EU - 2025/2083 - EN - EUR-Lex](https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2025/2083/en)
- 5. 欧州委員会が提供している各種ガイダンスなど（適宜改訂あり）**
 - EU域内の輸入事業者向け実施ガイダンス
 - EU域外の施設運営事業者向け実施ガイダンス
 - 域外事業者向け体化排出量データの提出用のテンプレート
 - CBAM実施に関するQ&A
 - CBAM移行期登録簿（CBAM Transitional Registry）へのリンク
※アクセスには拠点国の管轄当局への申請が必要
 - 加盟国管轄当局のリスト（連絡先やウェブサイトのリンクなど）
 - 報告申告者ポータル（トレーダー用登録簿ポータル）のユーザーマニュアル
 - セクター別のウェビナーやEラーニング、ファクトシートなどへのリンク

https://taxation-customs.ec.europa.eu/carbon-border-adjustment-mechanism_en#guidance

レポートをご覧いただいた後、 アンケートにご協力ください。

(所要時間：約1分)

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20250048>



レポートに関するお問い合わせ先

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部欧州課



03-3582-5569



ORD@jetro.go.jp



〒107-6006
東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階

■ 免責条項

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

禁無断転載